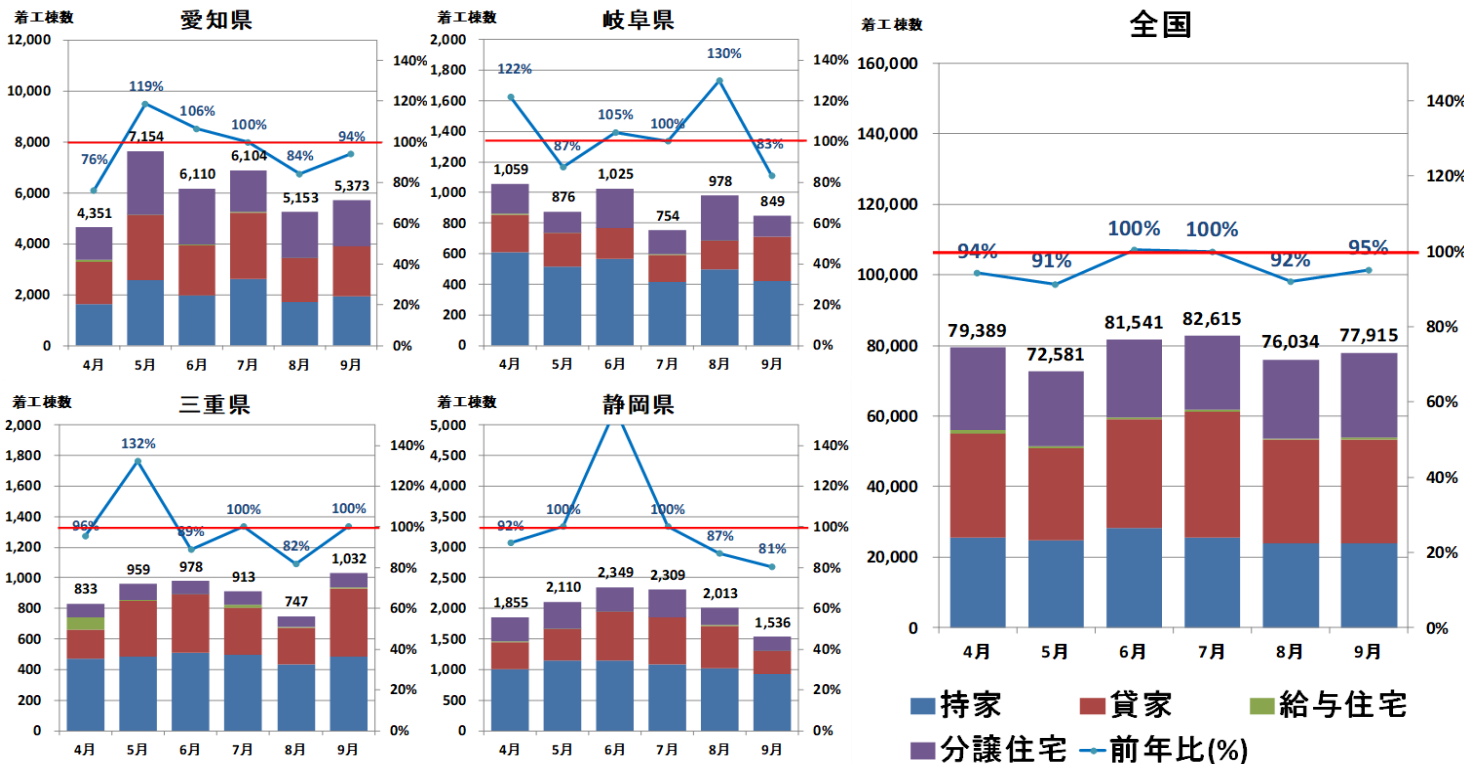


東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

経済産業省 住宅用太陽光発電に関する特設サイト・窓口を設置

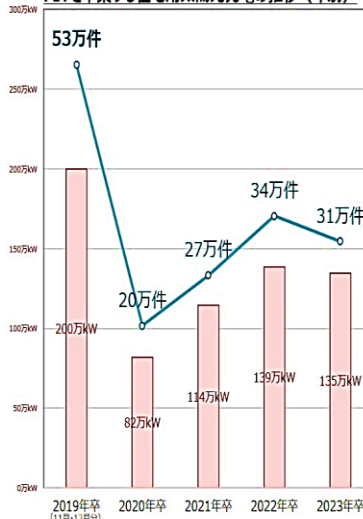
2009年11月から開始した余剰電力買取制度の適用を受けた住宅用太陽光発電設備は、2019年11月以降、固定価格による10年間の買取期間が順次満了を迎えます。資源エネルギー庁は、買取期間終了後の円滑な移行に向けて、特設サイトによる情報提供や問い合わせ窓口を設置しました。

固定価格での買取開始から10年間を経過して買取期間が満了する住宅用太陽光発電の数は、2019年だけで約53万件となり、累積では、2023年までに約165万件、670万kWの太陽光発電が対象となる見込みです。

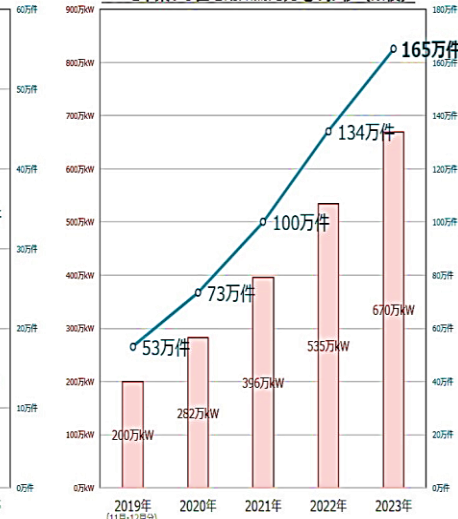
買取期間が満了した住宅用太陽光発電については、2つの選択肢があります。

- ① 電気自動車や蓄電池等と組み合わせて、自宅などの電力として自家消費をする。
- ② 家庭と小売電気事業者などが、個別に契約を結び(相対・自由契約)、余った電力を売電する。

FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移(年別)



FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移(累積)



(出典) 費用負担調整機構への交付金申請情報、設備認定公表データをもとに作成。一部推定値を含む

詳しくは経済産業省HPよりご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191101001/20191101001.html>

住宅取得に関する消費税率の引上げに伴う4つの支援策

1 住宅ローン減税の 控除期間が 3年延長 (建物購入価格の消費税 2%分減税(最大))

概要

現行の住宅ローン減税について、控除期間を3年間延長(10年→13年)
適用年の11~13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
- ・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3%(2%÷3年)

※長期優良住宅や低炭素住宅の場合:

借入金年末残高の上限:5,000万円、建物購入価格の上限:5,000万円

対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2020年12月末までに入居した方

●お問合せ先 国土交通省住宅局 住宅企画官付

03-5253-8111(代表)

2 すまい給付金が 最大50万円に (収入に応じて10万~40万円の増額) 対象者も拡充

概要

所得制限の緩和による対象者の拡充(収入額(目安)で、現行の510万円以下が775万円以下に)

給付額が現行の最大30万円から最大50万円に引上げ

対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得で、2021年12月末までに引渡しを受け、入居した方

※住宅ローン利用/現金取得のいずれの場合も対象

●お問合せ先 すまい給付金事務局

<http://sumai-kyufu.jp>



0570-064-186

ナビダイヤルは
通話料がかかります

3 新築最大35万円相当 リフォーム最大30万円相当 新たなポイント制度創設

概要

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、商品と交換可能なポイントを付与

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり

対象者

消費税率10%が適用される新築住宅の取得、リフォームで、2020年3月末までに契約の締結等をした方

●お問合せ先 次世代住宅ポイント事務局



0570-001-339

ナビダイヤルは
通話料がかかります

受付:9時~17時/土・日・祝含む/PHSや一部のIP電話からは042-303-1553

4 現行は最大1,200万円の 贈与税非課税枠は 最大3,000万円 に拡大

概要

父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合、贈与税が最大3,000万円まで非課税

対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2019年4月から2020年3月末までに契約を締結した方

●お問合せ先

お近くの税務署

詳細は国土交通省のHP <http://www.mlit.go.jp/>でご確認ください。